

保護者の皆様

文部科学省より、連絡・調査が来ましたので、お伝えします。

1 日本国内の学校に転入学をしていない方へ

当面今年度末までの間、希望する児童生徒に対し、公益財団法人海外子女教育振興財団が行っている通信教育（本年1月から3月分）を無料で提供するという事です。

（留意点）

- ・ 国語・算数（数学）コース（対象：小学1年から中学3年）はこれまで紙の教材を受講者に対し発送していましたが、今回は中国の郵便事情を踏まえ、PDFでの提供となります。
- ・ 理科・社会コース（対象：小学3年から中学3年）はこれまでどおりWEB上での学習となります。

（参考）

公益財団法人海外子女教育振興財団の通信教育について（パンフレット）

<https://www.joes.or.jp/kojin/tsushin/shochu-ks2019#2019guide>

受講に当たっては、個人での対応となると思われませんが、追って連絡があるという事です。受講される方は、人数把握のため、2月13日（木）までに、担任までご連絡ください。

2 中国から日本へ帰国した方へ（2月10日現在）

中国本土（香港、マカオを含む。以下同じ。）から帰国した幼児・児童・生徒・学生（以下「児童生徒等」という。）について（ポイントについてのみ）

- (1) 症状が出た児童生徒等の定義について、「発熱（37.5度）や呼吸器症状が出た児童生徒等」としていたが、厚生労働省の定義に基づき「発熱（37.5度）かつ呼吸器症状が出た児童生徒等」に変更。（「中国から帰国した児童生徒等への対応について」<中国から帰国した児童生徒等の保健管理>）
- (2) 症状が出た児童生徒等について、全員一律で「保護者から地域の保健所に相談していただく」こととしていたが、「A）湖北省から帰国または湖北省在住の方と接触があった児童生徒等については、最寄りの『帰国者・接触者相談センター』に電話相談していただくこととし、B）湖北省を除く中国（香港、マカオを含む）から帰国し、湖北省在住の方と接触がない児童生徒等については、近くの医療機関を受診していただく」ことに変更。（「中国から帰国した児童生徒等への対応について」<中国から帰国した児童生徒等の保健管理>）

(3) 出席停止について、「保健所からの指示や主治医，学校医の意見を聴取の上」としていたが、「医療機関の受診結果を聴取の上」必要に応じて措置をとることに変更。（「中国から帰国した児童生徒等への対応について」＜中国から帰国した児童生徒等の保健管理＞）

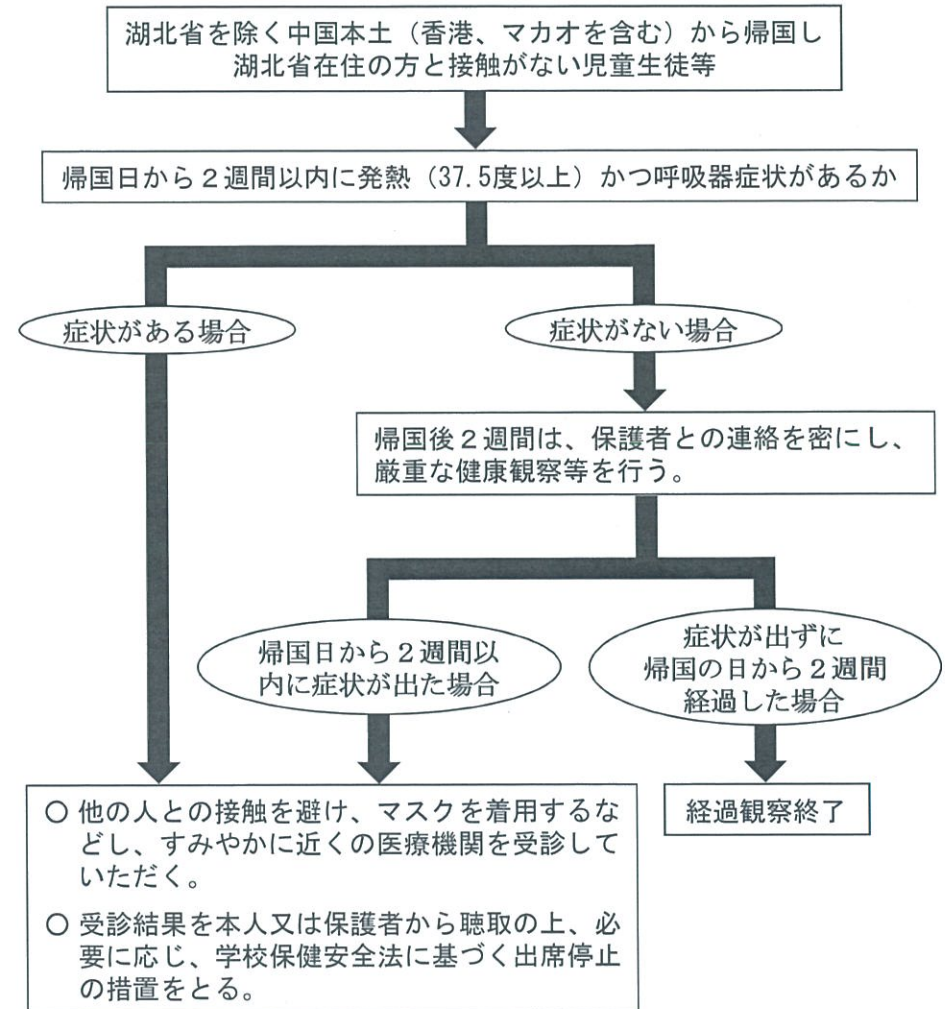
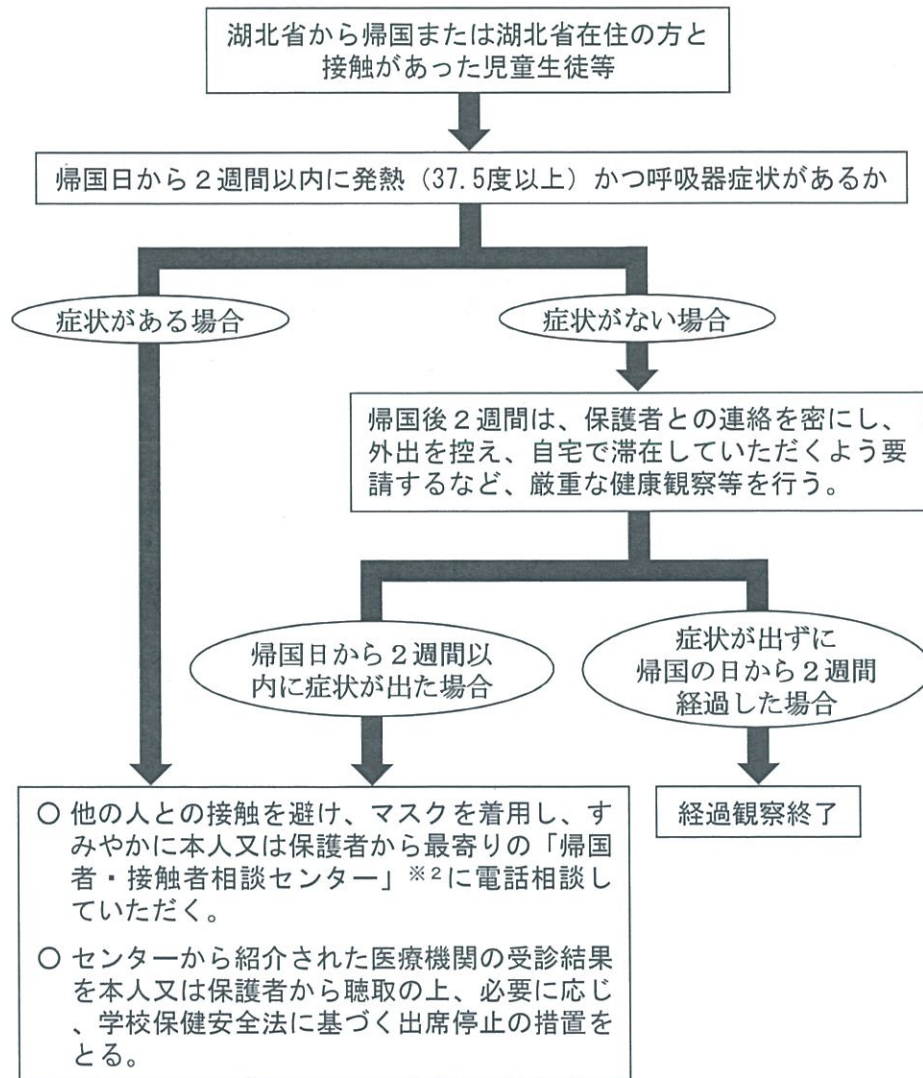
(4) その他の参考情報の更新

① 厚生労働省ホームページ上の「新型コロナウイルスに関する Q&A」が更新され、令和2年2月7日版が掲載。その中では、「世界保健機関（WHO）の Q & A によれば、現時点の潜伏期間は1-12.5 日（多くは5-6日）とされており、また、他の新型コロナウイルスの情報などから、感染者は14 日間の健康状態の観察が推奨」されている旨、記載。（「中国から帰国した児童生徒等への対応について」＜中国から帰国した児童生徒等の保健管理＞）

② 令和2年2月7日に公表した文部科学大臣メッセージについて記載。

（「中国から帰国した児童生徒等への対応について」＜児童生徒等の人権への配慮＞）

中国本土(香港、マカオを含む)から帰国した児童生徒等への対応について※¹(2/10時点)



※¹ 武漢市からチャーター便で帰国した児童生徒等については、2週間の経過観察が終了しているため、適用しない。

※² センターが設置されるまでの間は最寄りの保健所。(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hokenjo/)